

| 改定後 | 改定前 |
|---|-----|
| <p><u>第3条（表明・保証）</u></p> <p><u>1. 包括代理人および店子は、当社に対し、本規約締結にあたり、本規約締結日時点および本規約の有効期間中において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。</u></p> <p><u>(1)行為能力</u></p> <p><u>包括代理人および店子は、適用法令上、本規約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力および行為能力を有すること</u></p> <p><u>(2)社内手続</u></p> <p><u>包括代理人および店子は、本規約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令および定款その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること</u></p> <p><u>(3)適法性等</u></p> <p><u>本規約を包括代理人および店子が締結したまたは包括代理人および店子がこれらに基づく権利を行使し、もしくは義務を履行することは、包括代理人および店子に対して適用のある一切の法令、包括代理人および店子の定款その他の社内規則に抵触せず、当該各当事者を当事者とする契約の違反または債務不履行事由とはならないこと</u></p> <p><u>(4)有効な契約</u></p> <p><u>本規約は、これを締結した包括代理人および店子につき適法、有効かつ拘束力のある契約であること</u></p> <p><u>(5)非詐害性</u></p> <p><u>包括代理人および店子は、現在債務超過ではなく、包括代理人および店子が本規約を締結することは、詐害行為取消の対象とはならず、包括代理人および店子の知りうる</u></p> | |

| | |
|--|---|
| <p><u>限り、本規約について詐害行為取消その他の異議を主張する第三者は存在しないこと</u></p> <p><u>(6)提供情報の正確性</u></p> <p><u>包括代理人および店子は、本規約の締結にあたって、当社に提供した情報は、重要な点において正確であり、かつ、重要な情報は全て当社に提供されていること</u></p> | |
| 第4条 (店子の範囲) | 第3条 (店子の範囲) |
| 第5条 (本規約の代理) | 第4条 (本規約の代理) |
| 第6条 (確認事項) | 第5条 (確認事項) |
| 第7条 (WAON 端末) | 第6条 (WAON 端末) |
| 第8条 (WAON 取引) | 第7条 (WAON 取引) |
| 第9条 (WAON 取引後の取扱) | 第8条 (WAON 取引後の取扱) |
| <p>第10条 (偽造及び変造された電子的情報の取扱い等)</p> <p>(略)</p> <p>2. 万一、包括代理人および店子が前項に定める当社への通知を怠った場合、当社は前条に定める WAON 取引金額から第14条で定める手数料を控除した精算金の内、当該取引に関わる支払を拒絶し、又は既に支払った場合は、翌取扱期間において精算する方法により、包括代理人および店子に返還を請求することができるものとします。</p> <p>3. 包括代理人および店子が第1項に定める通知を含む本規約上の義務を遵守した場合には、当社は包括代理人および店子に対し、当社が確認することができる WAON 取引金額を限度として、偽造又は変造された電子的情報に係る WAON 取引について金銭による補償を行うものとし、当該金額を含めた WAON 取引金額からこれに対応する第14条で定める手数料を控除した金額を前条に従って精算します。但し、当社が合理的な資料に基づき、次の各号の</p> | <p>第9条 (偽造及び変造された電子的情報の取扱い等)</p> <p>(略)</p> <p>2. 万一、包括代理人および店子が前項に定める当社への通知を怠った場合、当社は前条に定める WAON 取引金額から第13条で定める手数料を控除した精算金の内、当該取引に関わる支払を拒絶し、又は既に支払った場合は、翌取扱期間において精算する方法により、包括代理人および店子に返還を請求することができるものとします。</p> <p>3. 包括代理人および店子が第1項に定める通知を含む本規約上の義務を遵守した場合には、当社は包括代理人および店子に対し、当社が確認することができる WAON 取引金額を限度として、偽造又は変造された電子的情報に係る WAON 取引について金銭による補償を行うものとし、当該金額を含めた WAON 取引金額からこれに対応する第15条で定める手数料を控除した金額を前条に従って精算します。但し、当社が合理的な資料に基づき、次の各号の</p> |

| | |
|--|---|
| 事実のいずれかを証明した場合には、この限りではないものとします。 | 事実のいずれかを証明した場合には、この限りではないものとします。 |
| <p>第<u>11</u>条（WAON の使用中止および取扱禁止等）</p> <p>1. 包括代理人および店子は、次のいずれかが生じた場合、当社が包括代理人および店子に予告することなく WAON システムを使用中止又は停止等する場合のあることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。この場合、包括代理人および店子は、第<u>8</u>条に定める WAON 取引等、WAON に係わる一切の業務ができないものとします。</p> | <p>第<u>10</u>条（WAON の使用中止および取扱禁止等）</p> <p>1. 包括代理人および店子は、次のいずれかが生じた場合、当社が包括代理人および店子に予告することなく WAON システムを使用中止又は停止等する場合のあることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。この場合、包括代理人および店子は、第<u>7</u>条に定める WAON 取引等、WAON に係わる一切の業務ができないものとします。</p> |
| 第 <u>12</u> 条（WAON 取引金額の確定） | 第 <u>11</u> 条（WAON 取引金額の確定） |
| 第 <u>13</u> 条（WAON 取引金額の支払） | 第 <u>12</u> 条（WAON 取引金額の支払） |
| 第 <u>14</u> 条（手数料の支払い） | 第 <u>13</u> 条（手数料の支払い） |
| <p>第<u>15</u>条（WAON 取引金額の支払の取消し）</p> <p>（略）</p> <p>(5)第<u>6</u>条第8項の会員との紛議が解決されないとき</p> <p>（略）</p> <p>3. <u>当社は、第1項（4）の調査開始より30日を経過してもなお、疑義が解消しない場合には、WAON 取引金額の支払を拒絶できるものとします。調査が完了し、当社が当該取引金額の支払を相当と認めた場合には、当社は包括代理人に当該取引金額を支払うものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。</u></p> | <p>第<u>14</u>条（WAON 取引金額の支払の取消し）</p> <p>（略）</p> <p>(5)第<u>5</u>条第8項の会員との紛議が解決されないとき</p> <p>（略）</p> |
| <p>第<u>16</u>条（届出事項等）</p> <p>（略）</p> <p>4. <u>包括代理人又は店子が第3条第1項（6）及び第27条に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、包括代理人及び店子に対し、当</u></p> | <p>第<u>15</u>条（届出事項等）</p> <p>（略）</p> |

| | |
|---|--|
| 該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、包括代理人及び店子は、これに応じるものとします。 | |
| 第17条（地位の譲渡等） | 第16条（地位の譲渡等） |
| 第18条（WAON 取引の円滑な実施） | 第17条（WAON 取引の円滑な実施） |
| 第19条（調査等） | 第18条（調査等） |
| 第20条（守秘義務） | 第19条（守秘義務） |
| 第21条（中途解約） 本規約の有効期間は本規約締結の日から1年間とします。但し、有効期間満了3ヶ月前までに包括代理人、店子又は当社から何ら書面による意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とします。包括代理人、当社および店子は、書面をもって3ヶ月前までに相手方に対し予告をすることにより本規約を解約できるものとします。 | 第20条（中途解約） 包括代理人、当社および店子は、書面をもって3ヶ月前までに相手方に対し予告をすることにより本規約を解約できるものとします。 |
| 第22条（資格取消） （略） 1. 本規約に定める義務につき、不履行に陥り、その是正を求める書面による催告を受領するも、その後30日以内に当該不履行を解消しなかった場合 | 第21条（資格取消） （略） 1. 本規約に定める義務につき、不履行に陥り、その是正を求める書面による催告を受領するも、その後30日以内に当該不履行を治癒しなかった場合 |
| 第23条（契約終了後の措置） | 第22条（契約終了後の措置） |
| 第24条（契約終了後の手続） | 第23条（契約終了後の手続） |
| 第25条（情報の提供） | 第24条（情報の提供） |
| 第26条（損害賠償） | 第25条（損害賠償） |
| 第27条（反社会的勢力との取引拒絶） | 第26条（反社会的勢力との取引拒絶） |
| 第28条（準拠法） | 第27条（準拠法） |
| 第29条（合意管轄裁判所） | 第28条（合意管轄裁判所） |
| 第30条（変更ならびに承認） | 第29条（変更ならびに承認） |